|  |
| --- |
| 九　州　大　学　病　院研修登録医　　受入れ案内　　受入れ手続：研修を希望される方は、まず研修希望先の診療科長等へ相談の上、同意を得　　　　　　　　　　てください。その後の手続きは、下記の【申請】欄に定めるとおりです。　　問合わせ先：九州大学病院総務課研修支援係 　　　　　〒８１２－８５８２ 福岡市東区馬出３丁目１番１号　　　　　　　　電話：092-642-5223　　E-mail：hpkenshu@jimu.kyushu-u.ac.jp  |

研修登録医制度について

【趣　旨】

　この制度は、医師及び歯科医師の生涯学習に資するとともに、大学附属病院と地域の診療所、病院等との連携を促進し、地域医療の発展に寄与することを目的として、平成元年８月から始められたものです。

【資　格】

　研修登録医となることができる方は、医師免許又は歯科医師免許取得後２年以上を経過した方です。

【診療及び研究への参加等】

　研修登録医は、次の診療及び研究へ参加すること等ができます。

①当該診療科長等の監督を受け、指導教員の指導の下に病棟回診、症例検討会その他の研究会に参加すること。

　　②当該診療科長等の監督を受け、指導教員の実地指導の下に自らが紹介した患者の診療に参加すること。

　　③本学の附属図書館を利用すること。

 ④指導教員の指導の下、担当医として診療することができるが主治医にはなれない。

【カルテ及び処方箋の記載】

　　①カルテ及び処方箋について、指導教員の指導の下記載できるが、必ず指導教員の承認を得なければならない。(オーダーシステム入力後、指導教員の承認作業が必要)

②診断書の発行はできない。

【診療報酬の帰属】

　研修登録医が診療に参加することにより生じたすべての診療報酬は、本院に帰属します。

【申　請】

　研修登録希望者は、次の書類を研修開始日の１ヵ月前までに研修希望先の診療科長もしくは臨床教育研修

センターへ提出してください。

　　①研修登録医受入れ許可申請書（別記様式第１号）　　　　　　　　　１部

　　②所属医師（歯科医師）会会長又は所属機関の長からの推薦書　　　　１部

　　③研修登録医受入れ同意書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１部

　　④履歴書（市販の様式でも可。写真貼付必須。）　　　　　　　　　　１部

　　⑤健康診断書（所属機関等で行った年度内のものの写しで可。）

⑥医師(歯科医師)賠償責任保険加入証明の写し

⑦医師(歯科医師)免許証の写し

⑧保険医登録票の写し

⑨感染症に係わる調査票

⑩新型コロナウイルスワクチンの接種について

⑪問診票（受託実習生・病院研修生・研修登録医 申請者用）

⑫連絡先等確認書

⑬ＩＤカード登録申請書(必要に応じて申請下さい。)

【受入れの許可】

　研修登録希望の申請があった場合において、その申請内容が適当であり、病院の診療業務に支障がないと病院長が認めたときは、期間を定めて受入れを許可します。

【登　録】

　研修登録医の受入れを許可したときは、助教以上の教員の中から指導教員を定め、研修登録医台帳に登録し、受入診療科宛通知します。

【受入れ期間】

研修登録医の受入れ期間は、１年以内とします。ただし、年度を越えて受入れることはできません。

【受入れ期間の更新】

　研修期間終了後も引き続き研修登録を希望するときは、当該診療科長等の同意を得た上で、次の書類を研修期間満了の日の１ヵ月前までに当該診療科長もしくは臨床教育研修センターへ提出してください。

　　①研修登録医受入れ期間更新申請書（別記様式第４号）　　　　１部

　　②研修登録医受入れ期間更新同意書　　　　　　　　　　　　　１部

③健康診断書（所属機関等で行った年度内のものの写しで可。）

④医師(歯科医師)賠償責任保険の加入証明の写し

 ⑤新型コロナウイルスワクチンの接種について

　　⑥問診票（受託実習生・病院研修生・研修登録医 申請者用）

⑦連絡先等確認書

⑧ＩＤカード登録申請書(必要に応じて申請下さい。)

【研修料】

研修登録医の研修料は、月額６，６００円です。研修登録医として受入れを許可されたときは、研修開始日の前日までに研修月分をまとめて銀行振込にてご納入ください。

なお、既納の研修料は、理由の如何に関わらず還付できません。

【研修登録医の辞退】

　研修登録医としての許可を受けた者が、登録期間満了前に研修を辞退しようとするときは、当該診療科長等の

同意を得て、次の書類を臨床教育研修センターへ提出してください。

　　①研修登録医辞退願　　　　　　　１部

　　②研修登録医辞退同意書　　　　　１部

【規則の遵守】

　研修登録医は、本学が定める諸規則を遵守してください。

【受入れ許可の取消し】

研修登録医が前項の規定に違反し、又は研修登録医としてふさわしくない行為があったときは、研修登録医の

受入れの許可を取り消すことがあります。

【損害賠償等】

　研修登録医は、本人の故意又は過失により医療過誤を生じさせた場合又は施設、設備等を損傷させた場合は、法令の定めるところにより損害賠償等の責任を負うことになっています。

【受入れ診療科等】

【医科部門】

　　診　療　科　　　第一内科（血液・腫瘍・心血管内科、免疫・膠原病・感染症内科)

　　　　　　　　　　第二内科（消化管内科、腎・高血圧・脳血管内科)

 　　　　　　　 　　第三内科（内分泌代謝・糖尿病内科、肝臓・膵臓・胆道内科）

　　　　　　　　　　心療内科　　脳神経内科　　循環器内科　　呼吸器科　　産科婦人科 　小児科

 第一外科（消化管外科1、胆道・膵臓・膵臓移植・腎臓移植外科、呼吸器外科1、乳腺外科1、内分泌外科)　 第二外科(消化管外科2、肝臓・脾臓・門脈・肝臓移植外科、呼吸器外科2、乳腺外科2、血管外科)　 　　　　　　　 整形外科　　脳神経外科　　心臓血管外科　　小児外科・成育外科・小腸移植外科　　皮膚科　　　　　　　　　　　　泌尿器・前立腺・腎臓・副腎外科　　精神科神経科　　眼科　　耳鼻咽喉・頭頸部外科　　ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科

放射線科　　麻酔科蘇生科　 総合診療科 　形成外科　　先端分子・細胞治療科

　中央診療施設　検査部　　手術部　　放射線部　　集中治療部　　病理診断科・病理部 遺伝子・細胞治療部　　　救命救急ｾﾝﾀｰ 　 　冠動脈疾患治療部　 　腎疾患治療部 総合周産期母子医療ｾﾝﾀｰ

ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ部　 光学医療診療部　 先端医工学診療部 　 子どものこころの診療部

【歯科部門】

　　診　療　科　　 小児歯科・ｽﾍﾟｼｬﾙﾆ-ｽﾞ歯科　　矯正歯科　　歯内治療科　　歯周病科　　義歯補綴科

咬合補綴科　　顎口腔外科　　顔面口腔外科　　歯科麻酔科　　口腔画像診断科

口腔総合診療科　　高齢者歯科・全身管理歯科